

# 愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第5期） 申請の手引き

## 本事業の説明動画

説明動画を以下、愛知県LPガス協会ホームページで公開します。※3/30（月）公開予定  
<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin26/>



## お問い合わせ先

愛知県LPガス価格高騰対策支援金センター

**TEL：0120-170-252**

\* 令和8年3月30日開設

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

### 【注意】

本事業に関わるお問い合わせは、一般社団法人愛知県LPガス協会ではなく、**必ず上記支援金センター**にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

一般社団法人愛知県LPガス協会

令和8年3月30日

1 はじめに	P 2
2 支援金の概要	
(1) 目的	P 3
(2) 概要	P 3
(3) 値引きの対象者	P 3
(4) 値引きの実施	P 3 ~ 4
(5) 値引きの周知・値引額の明示	P 5
(6) LPガス販売事業者の要件	P 6
(7) LPガス販売事業者への協力金について	P 6
3 手続きの概要	
(1) 手続きの流れ	P 7
(2) 手続き方法	P 7
(3) 各種手続きについて	P 8 ~ 9
Web申込手続きの流れ	P 10 ~ 18
交付申請書兼概算払請求書（記入例）	P 19
誓約事項等同意書、各誓約事項	P 20 ~ 22

## 「愛知県LPガス価格高騰支援金（第5期）」について

「愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第5期）」（以下「支援金」という。）は、第4期事業同様、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としており、愛知県内のLPガス一般消費者等の負担軽減のため、LPガス販売事業者（以下「事業者」という。）がLPガス利用料金の値引きを行う場合の原資を支援するものです。支援金の交付事務は、愛知県から補助を受けた一般社団法人愛知県LPガス協会（以下「協会」という。）が実施します。国および県からは、支援金の適正な実施が求められており、不正行為は厳正に対処されることとなります。そのため、支援金に参画する事業者は、本手引き（以下「手引き」という。）及び愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第5期）交付要領（以下「要領」という。）を熟読するとともに、以下の点について十分認識した上で、支援金に係る手続きを適正に行ってくださいますようお願いいたします。なお、5期事業では値引額がこれまでより高額となることから、事業者様の実施経費負担軽減のため、ご希望の事業者様に概算払（仮払）の制度を導入いたします。

- (1) 支援金は、LPガス一般消費者等の負担の軽減を図るためのものです。支援金の対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、支援金の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- (2) 支援金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- (3) 愛知県又は協会から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応がない場合、支援金の交付ができない場合があります。
- (4) 支援金の参加受理通知前または交付決定前に値引きを実施した場合については、支援金の交付対象とはなりません。支援金の参加受理または交付決定を受けても、定められた期日までに必要な書類が提出されないと、支援金は交付されません。
- (5) 支援金の関係書類は事業終了年度後5年間（令和13年度末まで）保存しなければなりません。また、愛知県又は協会からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。
- (6) 偽りその他の不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合には、必要に応じて現地調査等を実施します。また、調査の結果、不正行為が認められたときは、支援金の交付を行わないとともに、支払い済みの支援金のうち取り消し対象となった額を返還していただきます。
- (7) 要領に記載のない細部については、愛知県又は協会からの指示に従うものとします。

## 2 支援金の概要

### (1) 目的

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」において、電気、都市ガス料金の支援が実施されている中、LPガスについてもその料金が上昇していることを受け、LPガス販売事業者を通じたガス料金の値引きにより、愛知県内のLPガス一般消費者等の負担軽減を目的に実施するものです。

### (2) 概要

愛知県内でLPガスを利用する一般消費者等を対象に、愛知県が指定する値引き額により、当該対象の1契約（1メートル）当たりのLPガス料金（基本料金と従量料金と設備料金の合計）より値引きを行った事業者に対して、値引きの原資及び実施経費としての協力金を支援金として交付します。

### (3) 値引きの対象者

愛知県内で家庭・業務用のLPガスを利用する一般消費者等

（以下「支援対象者」という。）

・ コミュニティガス（旧簡易ガス）の利用者を含む

・ **対象となる公的機関**

（例）運動施設、公園、美術館、図書館、博物館、公民館、学校、幼稚園、福祉施設、ホール、貸会議室

※ 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民用に供する施設は値引きの対象となる。

【値引き対象外となる利用者】

・ 高圧ガス保安法上のLPガスの利用者

・ 質量販売により供給を受ける利用者

・ 国又は地方公共団体が管理する事務を執行するための施設（庁舎や事務所、研究施設等）

・ 対象外の公的機関

（例）国の合同庁舎、県庁、県の合同庁舎、警察の庁舎、市町村役場、市町村役場の支所、保健所、消防署、研究施設、浄水場、下水処理場、ごみ処理施設

### (4) 値引きの実施

【対象額】

支援対象者1契約（1メートル）につき、上限2,250円（税抜）×2カ月

【対象期間】

令和8年5月検針分及び6月検針分のガス料金

【対象区分】

基本料金・従量料金・設備料金が値引きの対象料金となります。

※ガス料金以外の請求額からの値引きは認められません。

## 2 支援金の概要

### (4) 値引きの実施 ※前頁の続き

#### 【値引きの方法】

1 契約あたり、令和8年5月検針分及び6月検針分のガス料金 から上限各2,250円（税抜）の値引きを行います。

〈例〉 値引きのイメージ：令和8年5月検針分及び6月検針分のガス料金

値引き前 3,000円（税抜き）	—	値引き額 2,250円（税抜き）	=	値引き後請求額（税抜き） 750円（税抜き）
				消費税 + 75円
				値引き後請求額（税込み） 825円（税込み）

〈例〉 当該月のガス料金が2,250円に満たない場合

値引き前 2,000円	—	値引き額 2,250円	=	値引き後請求額 0円
----------------	---	----------------	---	---------------

請求額と同額の値引きを行ってください（ゼロ円請求）

**【NG】 値引き額の翌月への繰り越しは認めません。**

#### 【値引き対象となる料金、消費税の取り扱いについて】

LPガス料金以外の料金からの値引きはできませんので、ご注意ください。

※LPガスの商慣行に係る「液化石油ガスの安全確保及び取引の適正化改正」の改正議事について、三部料金制（基本料金、従量料金、設備料金）の徹底に係る規律については、2025年4月2日に施行となりました。

支援金による値引き前

値引き対象

値引き対象外

LPガス料金 ○基本料金+従量料金（原料調整費含む）+設備料金	リース料金	その他料金 （灯油代等）
消費税		

支援金による値引き後

支援金	LPガス料金 ○基本料金+従量料金（原料調整費含む）+設備料金	リース料金	その他料金 （灯油代等）
	消費税		

**支援金は非課税のため、支援金額分の預かり消費税はなく消費税納税も発生しません。**

## 2 支援金の概要

### (5) 値引きの周知・値引額の明示

#### 値引きの周知

支援金により値引きを実施する場合、「愛知県LPガス価格高騰対策支援金による値引きであること」を支援対象者に対して周知していただく必要があります。なお、周知方法については、LPガス使用者向けご案内チラシの活用、ハガキの郵送、メールの送信、検針票に添付など、販売事業者側で実施可能な方法を選択してください。

#### 値引額の明示

支援金による値引きを実施した際には、値引きの事実を確認できるものとして、検針票、請求書、領収書、Web明細等のいずれかに以下の内容を明示してください。

なお、値引き完了後の抽出検査において、値引きの事実を確認するため、当該書類の事業者控えの写し等を提出いただきます。

#### 【値引きの事実確認のための記載事項】

- ・ 値引き前後の額（システム上表示できない場合は、値引き前の額又は値引き後の額）
- ・ 値引きの額
  - ※1 値引きの事実が確認できれば、必ずしも上記のすべてを記載する必要はありません。
  - ※2 検針票等の事業者控えが残らない場合、値引き額が確認可能なシステム画面のハードコピー（スクリーンショット）等で確認を行います。

#### 〈参考〉値引きの周知・値引額の明示書類例

2026年5月検針結果通知兼請求書（例）

いつも、〇〇様をご利用いただきありがとうございます。今月のご利用料金は次のとおりですのでご案内申し上げます。

ガス使用量のお知らせ	
ご利用期間 5月15日～6月15日（今回検針日）	
・ 今回指針1132      ・ 前回指針 1122 今回ご使用量10m <sup>3</sup>	
今回ガス料金 4,550円（税抜）	
内訳	基本料金 1,800円 従量料金 5,000円 設備料金 0円 値引き額 <u>△2,250円</u>
今回請求額 5,005円（内消費税455円）	
備考	<u>今回検針分のガス料金は、愛知県LPガス価格高騰対策支援金により上限 2,250円（税抜）値引</u>

値引額の明示

値引額の明示

値引きの周知

どちらかのみで可

また、登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が値引きを実施する場合、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。さらに、経過措置団地（規制団地）をお持ちの場合、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、「特別供給条件認可申請」が事前に必要となります。

※詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課（052-951-2820）までお問い合わせください。

## 2 支援金の概要

### (6) LPガス販売事業者の要件

支援金事業による値引きを実施する事業者は、以下の要件をすべて満たし、別に定める誓約事項等に同意する必要があります。

- ① LPガスを販売する者（事業所の所在地は問わない） ※1
- ② 支援対象者に対して値引きの周知を行い、値引きの事実を明示できる者 ※2
- ③ 原則として、令和8年5月検針分及び6月検針分のガス料金からの値引きが実施できる者
- ④ 県又は協会からの情報開示等への協力ができる者
- ⑤ 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で支援金事業に係る精算を行うことができる者
- ⑥ 法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

※1 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第3条第1項の登録を受けた者及び「ガス事業法」第3条の登録を受けた者であって、家庭・業務用のLPガスを販売する者

※2 上記（5）にて説明した事項

### (7) LPガス販売事業者への協力金について

支援対象者への値引きを実施した事業者に対して、以下の費用を支援金として交付します。費用の交付は原則、最終の値引き完了後に行う検査において適正な値引きの実施が確認できた段階で値引きの原資とまとめて交付となります。

※協力金は、会社単位での交付となります。

#### 【協力金】 値引きの多かった月の一般消費者等数 × 100円（税込）

・引越し等による開栓・閉栓等で毎月の値引一般消費者等数は変動します。協力費については、値引実施期間において最も一般消費者等数が多かった月のその一般消費者等数で計算します。

〈例〉 値引きの実績が以下のとおりだったとき

5月検針分	値引消費者等数	6月検針分	値引消費者等数
	996件		1,003件

◎上記の場合、値引の件数が多かった6月の値引きの消費者等数が1,003件なので、協力金としてお支払いする事務費は、6月の消費者数等数1,003件に基づいて算出いたします。

#### 【協力金の計算方法】

10,000円に加え、100円×値引きを行った一般消費者等数（最大10,000戸）  
※上限1,010,000円（税抜き）

一律

10,000円（税抜き） + 100円（税抜き）×消費者等数（上限10,000戸）

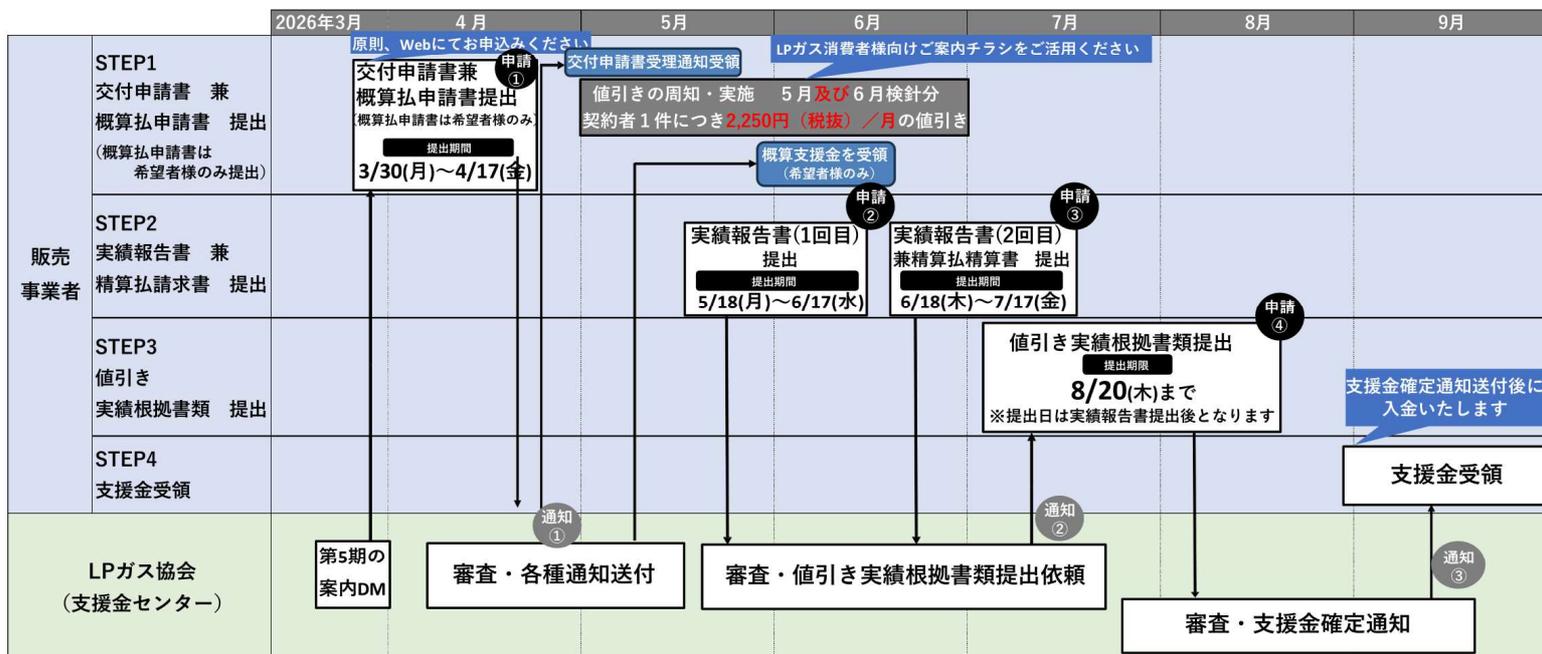
上限1,010,000円（税抜き）

# 3 手続きの概要

## (1) 手続きの流れ

支援金事業全体の手続きの流れは、「販売事業者事務フロー」のとおりです。

販売事業者事務フロー



- ・上記フローは参考になります。事業者様の申請状況等によりスケジュールが前後する可能性があります。
- ・説明会動画を以下、愛知県LPガス協会ホームページで公開します。※3/30(月)公開予定  
<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin26/>

## (2) 手続き方法

以下のWebサイトから、直接、様式にご記入いただき、添付書類は併せてご提出ください。なお、インターネットが使用できない場合、郵送により提出してください。※すべての手続き書類について印鑑は不要です。

### ●Web申請の場合

〈申請ページ〉 ※下記webサイトより、↓のボタンをクリックしてください

<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin26/>

Web申請はこちら >

### ●郵送申請の場合

〈各種申請書ダウンロード先〉  
<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin26/>

〈郵送申請先〉  
 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2丁目2-12 NUP伏見ビル6階  
 愛知県LPガス価格高騰対策支援金センター



# 3 手続きの概要

## (3) 各種手続きについて

### ① 交付申請提出

※対象：第5期では第1期～第4期のいずれかに参加された事業者様も参加されていない事業者様同様に交付申請書の提出（WEB申請又は郵送申請）が必要となります

支援金による値引きを実施するためには、事前に交付申請書の提出を行う必要があります。交付申請書提出後、支援金センターにて審査を行い、要件を満たしている場合には交付決定通知にてお知らせします。なお、受付期間内での申請が困難な事業者の方は、支援金センターまで事前にご連絡ください。

#### 【受付期間】

令和8年3月30日（月）～令和8年4月17日（金）

〈注意事項〉

- ・原則、本社一括での申請をお願い致します。
- ・LPガス使用者向けご案内チラシはご希望の事業者様宛に送付いたします。

#### 【提出書類】

	提出書類	様式
1	交付申請書（兼概算払請求書）	様式第1
2	販売事業者としての登録がわかるもの（例：販売事業者登録証の写し、標識の写真等）	
3	振込先が確認できるもの（通帳表紙と見開きページの両方の写し、ネット銀行の場合は記入内容が分かるホームページの写し、当座預金で通帳がない場合は口座証明書写し）	

### ② 概算払請求提出 ※希望する事業者様のみ

5期事業では値引額がこれまでより高額となることから、事業者様の実施経費負担軽減のため、ご希望の事業者様に概算払（仮払）の制度を導入いたします。

概算払の申込は交付申請兼概算払請求書（紙面またはWEB）によりお申込みいただけます。

※請求できるのは、当申請書に基づく値引き額の前原資（「値引き対象とする一般消費者等の契約件数」に4,500円(2,250円×2か月)を掛けた額）の50%までとします。

※第4期の支援金にご参加いただいた事業者様の第5期概算払請求における「値引き対象とする一般消費者等数」は第4期にて実際に値引きをされた一般消費者等数とします。

※概算払を行った額が支援金の交付総額を上回る場合には、その差額の返還を求めます。

※概算払のご入金は交付申請書に記載の口座へ令和8年6月に振込いたします。  
（申請内容に不備がある場合は入金が遅くなる場合がございます）

※概算払を行った事業者様には支援金確定通知送付の際に概算払精算書をお送りいたします。概算払精算書に事業者様名等をご記入いただき、返送をお願いいたします。

#### 【受付期間】

令和8年3月30日（月）～令和8年4月17日（金）

〈注意事項〉

交付申請書兼概算払請求書にて交付申請と同時に請求申請をお願い致します。

# 3 手続きの概要

## ③ 実績報告書提出

令和8年5月検針分の値引き実施後、実績報告書を提出いただきます。また、令和8年6月検針分の値引き実施後、実績報告書兼精算払請求書を提出いただきます。なお、実績報告には補助事業（値引き）実績一覧表を併せて提出いただきます。

### 【受付期間】

5月検針分：令和8年5月18日（月）～令和8年6月17日（水）

6月検針分：令和8年6月18日（木）～令和8年7月17日（金）

### 【提出書類】

提出書類		様式
1	実績報告書兼精算払請求書（1回目の値引きは実績報告書のみ）	様式第5
2	補助事業（値引き）実績一覧表	

#### 〈注意事項〉

- ・一覧表には、「① 契約を識別可能な管理番号など」、「② 市町村名」、「③ 値引き前の額または値引き後の額、値引き額」を記載すること。
- ・また、一覧表はシステムから出力されるデータでも可とする。
- ・なお、一覧表はできるだけExcel形式、csv形式で提出して下さい。

## ④ 値引き実績根拠書類提出

【受付期限】 令和8年8月20日（木）

実績報告の提出後、提出いただいた補助事業（値引き）一覧表をもとに、協会が無作為に選んだ対象者について値引き実績根拠書類の提出依頼を行い、「2（5）値引きの周知・値引き額の明示」が確認できる根拠書類を提出いただきます。提出件数については、愛知県と調整のうえ、今後決定します。

#### 提出書類（値引き実績根拠書類） 4ページ参照

1	●値引きの周知・値引き額の明示の事実が確認可能な検針票、請求書、領収書、Web明細等の写し ※検針票等の事業者控えが残らない場合、値引きの周知・値引き額の明示が確認可能なシステム画面のハードコピー（スクリーンショット）等
---	---

## ⑤ 支援金受領

審査終了後、支援金の適正な実施が認められた事業者に対して、支援金額の確定通知にてお知らせするとともに、確定した支援金の精算払いを行います。

## ⑥ 計画変更、事故報告について

要領9条に基づく計画変更、第11条に基づく事故報告については、該当する事態が発生する恐れがある場合は、あらかじめ支援金センターにご相談ください。

# 3 手続きの概要

## Web申込手続きの流れ(交付申請時)

※対象：第5期では第1期～第4期のいずれかに参加された事業者様も参加されていない事業者様同様にWEBでの事業参加申込（交付申請）が可能となります。是非ともWEBでの申請をお勧めいたします。



### (1) 手続き方法 ※画面はイメージになります。

#### 1-① 交付申請フォーム サインイン

〈特設ホームページ〉  
<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin26/>

## WEBでの申請方法

※原則Webにてお申し込みください。

交付申請書、実績報告書兼清算払請求書、値引き実績根拠書類の提出、各種申請状況の確認は以下からアクセスしてください。

交付申請書兼概算払請求書  
提出フォームはこちら



ここをクリック

交付申請済みの方はこちら

実績報告書(兼精算払請求書)・値引き実施根拠書類提出は  
こちらよりお願いします

※初回のみメールアドレス認証が必要です。  
メールアドレス認証については[こちら](#)

#### 1-② 交付申請フォーム（導入部分）

### LPガス料金高騰対策支援金事業(第5期) 交付申請兼概算払請求フォーム

こちらの申請フォームは愛知県内に契約者(LPガスの供給を受けている一般消費者等)を有するLPガス販売事業者様向けの支援金申請フォームになります。

LPガスを利用している方が申請(手続き)を行う必要はありません。

また、以下の利用者は支援対象外です。

- (1) 工場等の生産現場における高圧ガス保安法上の工業用LPガスを使用する者
- (2) 質量販売により供給を受ける者
- (3) 国又は地方公共団体が事務を執行するための庁舎、事務所、研究所等の施設

詳しくはホームページ内の[手引き](#)をご覧ください。

ご登録内容を確認するための自動返信メールや事務局からの連絡メールを受け取るため、以下の2つのドメインからのメールを受信できるよう設定をお願いします。

# 3 手続きの概要

## 1-② 交付申請フォーム (1.申請者情報)

### 1.申請者情報

**必須** 液化石油ガス販売事業登録番号

例) 33A0000

**必須** 申請単位

本社一括申請  営業所や支店での申請

原則、本社一括でお願いします

**必須** 事業者区分

法人  個人事業主

**必須** 法人名（正式名称）または屋号

(株)(有)等省略不可

※支店や営業所での申請の方は、支店名、営業所名もご記入ください。

**必須** 法人名または屋号のフリガナ

※支店や営業所での申請の方は、支店名、営業所名もご記入ください。

**必須** 代表者職名

例) 代表取締役

**必須** 代表者氏名

所在地（本社又は主たる事業所）

郵便番号検索（ハイフンなし）



←郵便番号を入力し、虫眼鏡マークをクリック。

表示された郵便番号をクリックすると住所を取得できます。

例) 5140000

**必須** 郵便番号

**必須** 都道府県

※都道府県は省略せずご記入ください。

**必須** 市区町村

**必須** 番地

建物名など

# 3 手続きの概要

## 1-② 交付申請フォーム (2.担当者情報)

**2.担当者情報**

**必須** 担当者職名  
  
例) 課長

**必須** 担当者氏名 **必須** 担当者氏名 フリガナ

**必須** 電話番号(ハイフンなし)  
  
例) 09087654321

**必須** メールアドレス **必須** ※本フォーム登録完了後、このメールアドレス宛に登録受付メールが届きます。以後の申請に影響が出ますので、正確なメールアドレス登録をお願いいたします。  
 ※本フォーム登録完了後、このメールアドレス宛に登録受付メールが届きます。以後の申請に影響が出ますので、正確なメールアドレス登録をお願いいたします。

例) shienkin@mielpp.or.jp

## 1-② 交付申請フォーム (3.振込先情報)

**3.振込先情報**

※支援金の振込先として指定できる口座の情報を入力してください。  
※金融機関情報は、必ず「金融機関検索」から検索ください。

**金融機関検索**

検索

金融機関コードと支店番号で検索する場合は「-」(ハイフン)をつけてください

※ 例) あいち銀行 (0542) 名古屋駅前支店 (227) の場合は「0542-227」と入力。ご入力後、虫眼鏡マークを押下ください。立ち上がる別画面で金融機関情報をご選択いただくと項目に自動反映します。  
なお、下記の各キーワードを用いた検索もご利用いただけます。  
・金融機関コード ・支店番号 ・金融機関名 ・店名

**必須** 金融機関名 **必須** 金融機関コード **必須** 支店名  
    
例) ○○銀行 例) 0000 例) ○○支店

**必須** 預金種別 **必須** 金融機関種類  
 普通  当座  貯蓄  ゆうちょ銀行以外  ゆうちょ銀行

**必須** 支店コード **必須** 口座番号  
   
例) 123 例) 1234567

**必須** 口座名義人 (半角カナ) ※通帳に記載の口座名義 (半角カナ) を必ずご記入ください

# 3 手続きの概要

## 1-② 交付申請フォーム（3.振込先情報 続き）

振込先が確認できるもの  
※提出が必要な者：全員

※例：通帳の表紙と見開きページの両方の写し、ネット銀行の場合は記入内容が分かるホームページの写し、当座預金で通帳がない場合は銀行で発行される口座証明書の写し

**必須** 通帳コピー（表紙面）

ファイルを選択

最大10MB

※拡張子：pdf,jpg,jpeg,png,gif

**必須** 通帳コピー（通帳を開いた1・2ページ）

※預金項目や支店名が確認できる

ファイルを選択

最大10MB

※ページの見開きコピーをご提出ください。

※拡張子：pdf,jpg,jpeg,png,gif

## 1-② 交付申請フォーム（4.事業計画）

### 4.事業計画

**必須** 値引対象契約の件数（半角数字）

件

交付申請日現在での値引きを実施する予定の契約者の数

例) 1,000

※以下の契約については値引きの対象外ですので、除いて入力してください。

- ・ 高圧ガス保安法上の工業用LPガスを使用する者
- ・ 質量販売により供給を受ける者
- ・ 国または地方公共団体が事務を執行するための庁舎、事務所、研究所等の施設

※単一の請求が行われるガスメーターあたり1件として計上してください。

（二世帯住宅等で複数台のガスメーターに対し、単一の請求が行われる場合は1件です。）

※集合住宅の入居者については、個人の入居者に直接請求する場合も、大家に一括して請求する場合も、入居者数（ガスメーター単位）で計上してください。

## 1-② 交付申請フォーム（5.関係書類）

### 5.関係書類

**必須** 販売事業者としての登録が分かるもの

※提出が必要な者：全員

ファイルを選択

最大10MB

（例：販売事業者登録書の写し、標識の写真等）※拡張子：pdf,jpg,jpeg,png,gif

# 3 手続きの概要

## 1-② 交付申請フォーム（6.LPガス利用者向けチラシの送付希望）

### 6.LPガス利用者向けチラシの送付希望

希望する  不要

**必須** 希望部数（半角数字）

部  
例) 10000

当申請フォームに記載された値引き対象契約数を上限に、記入いただいた希望部数のLPガス利用者向けチラシを申請後すみやかに送付いたします。なお梱包の関係上、入力いただいた希望部数から、100部単位で端数を切り上げた部数で送付します。

## 1-② 交付申請フォーム（7.概算払請求書）

### 7.概算払請求書 ※希望する事業者様のみ

希望する  不要

**必須** 請求額（半角数字）

円

**必須** 第4期事業で実際に値引きをされた一般消費者数  
(第4期事業に参加されていない場合は0と入力してください)

件  
例) 1,000

※概算払を請求できるのは、「LPガス料金高騰対策事業支援金(第5期)交付申請書」に基づく値引き額の原資「値引対象契約の件数」に4,500円(2,250円×2か月)を掛けた額の50%までとします。  
※第4期の支援金にご参加いただいた事業者様の第5期概算払請求における「値引き対象とする一般消費者等数」は第4期にて実際に値引きをされた一般消費者等数とします。  
※概算払を行った額が支援金の交付総額を上回る場合には、その差額の返還を求めます。

## 1-② 交付申請フォーム（8.誓約事項）

### 8.誓約事項

交付要綱・誓約事項の内容をご確認の上、同意のチェックをお願い致します。

- ・LPガス料金高騰対策事業支援金 [交付要領](#)
- ・LPガス料金高騰対策事業支援金 [誓約事項](#)

誓約事項同意 **必須**

誓約事項について遵守できなかった場合は、LPガス料金高騰対策事業支援金の一部又は全部が受領できなくなる場合があることに加え、損害賠償の請求又は刑事告発等の法的措置の対象となることを同意のうえ、申請いたします。

- LPガス料金高騰対策事業支援金 交付要領を確認し、内容を理解しました。
- LPガス料金高騰対策事業支援金 誓約事項を確認し、内容を理解しました。

確認

# 3 手続きの概要

## 1-③ 交付申請フォーム（登録完了画面）

### LPガス料金高騰対策支援金事業(第5期) 交付申請兼概算払請求フォーム



ご申請が完了いたしました。ご登録されたメールアドレス宛に「ご申請完了」メールが届きますのでご確認ください。万一、申請完了から30分以内にご申請完了メールが届かない場合はお手数ですが支援金センター（tel0120-170-252 受付時間：平日9:00～17:00）までお問い合わせください。

## 1-④ 受付完了メール受領

交付申請フォームに登録したメールアドレスあてに受付完了メールが届きます。

### 【受付完了】LPガス料金高騰対策支援金（第5期）の交付申請を受け付けました

愛知県LPガス価格高騰対策支援金センター <autoreply@kintoneapp.com>  
To 自分 ▾

このメッセージは、システムより自動送信されています。  
返信は受付けておりません。

株式会社愛知県エルピーガス  
愛知花子様

この度は、LPガス料金高騰対策支援金事業（第5期）交付申請フォームへのご登録いただき、誠にありがとうございます。  
下記URL（マイページ）より申請内容をご確認いただけます。

また、交付決定通知後の手続きも下記URL（マイページ）より行っていただけます。

↓【マイページリンク】 ※初回のみ<メールアドレス認証>が必要となります。

<https://4aa1fa6f.viewer.kintoneapp.com/public/3df1aeba127360b321f105ebe0ce8528cd293ad4a936a508509f8116b5b0967e>

<メールアドレス認証のご案内> お手数ですが下記リンクにてメールアドレス認証の方法をご確認ください。

[https://peraichi.com/user\\_files/download/43b7b280-7c33-013e-3cdc-0a58a9feac02](https://peraichi.com/user_files/download/43b7b280-7c33-013e-3cdc-0a58a9feac02)

※登録内容の訂正・変更の場合は再度の登録はせずに、支援金センター（電話0120-170-252平日9:00～17:00）までご連絡ください。

- ・希望数をご申告いただいた消費者向け通知カード・チラシについては1週間以内をめぐにご登録いただいた住所宛てに発送いたします。
- ・支援金交付決定通知書が発行されましたら上記メール並びに特設ホームページ上に設けられたマイページのURLから実績報告（ご希望の事業者様は概算払請求書）の申請が可能となります。

=====  
【問い合わせ先】

愛知県LPガス価格高騰対策支援金センター  
Tel.0120-170-252(平日9:00～17:00受付)

# 3 手続きの概要



## 2-① マイページログイン

特設ホームページ中段のWEB申請欄

〈特設ホームページ〉

<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin26/>

### WEBでの申請方法

※原則Webにてお申し込みください。

交付申請書、実績報告書兼清算払請求書、値引き実績根拠書類の提出、各種申請状況の確認は以下からアクセスしてください。

交付申請書兼概算払請求書  
提出フォームはこちら

交付申請済みの方はこちら

実績報告書(兼清算払請求書)・値引き実施根拠書類提出は  
こちらよりお願いします

※初回のみメールアドレス認証が必要です。

メールアドレス認証についてはこちら



ここをクリック

## または

### 交付申請フォーム登録完了後に受信されたメール本文

【受付完了】LPガス料金高騰対策支援金(第5期)の交付申請を受け付けました

愛知県LPガス価格高騰対策支援金センター <autoreply@kintoneapp.com>

To 自分

このメッセージは、システムより自動送信されています。  
返信は受付けておりません。

株式会社愛知県エルピーガス  
愛知花子様

この度は、LPガス料金高騰対策支援金事業(第5期)交付申請フォームへのご登録いただき、誠にありがとうございます。

下記URL(マイページ)より申請内容をご確認いただけます。

また、交付決定通知後の手続きも下記URL(マイページ)より行っていただけます。

↓【マイページリンク】※初回のみ<メールアドレス認証>が必要となります。

<https://4aa1fa6f.viewer.kintoneapp.com/public/3df1aeba127360b321f105ebe0ce8528cd293ad4a936a50850998116b5b0967e>

<メールアドレス認証のご案内> お手数ですが下記リンクにてメールアドレス認証の方法をご確認ください。

[https://peraichi.com/user\\_files/download/43b7b280-7c33-013e-3cdc-0a58a9feac02](https://peraichi.com/user_files/download/43b7b280-7c33-013e-3cdc-0a58a9feac02)

※登録内容の訂正・変更の場合は再度の登録はせずに、支援金センター(電話0120-170-252平日9:00~17:00)までご連絡ください。

- 希望数をご申告いただいた消費者向け通知カード・チラシについては1週間以内をめぐにご登録いただいた住所宛てに発送いたします。
- 支援金交付決定通知書が発行されましたら上記メール並びに特設ホームページ上に設けられたマイページのURLから実績報告(ご希望の事業者様は概算払請求書)の申請が可能となります。

【問い合わせ先】

愛知県LPガス価格高騰対策支援金センター  
Tel.0120-170-252(平日9:00~17:00受付)



ここをクリック

### 3 手続きの概要

初めてマイページにログインする時のみ、  
メールアドレス認証を行う必要があります。

#### 2-② メールアドレス認証

認証画面が表示されますので「メールアドレスでログイン」を選択します



The screenshot shows the login page for 'トヨクモ' (Toyukumo). On the left, there is a logo and a list of services: FormBridge, kViewer, kMailer, PrintCreator, DataCollect, and kBackup. On the right, under the heading 'ログイン' (Login), there are three buttons: 'Googleでログイン' (Login with Google), 'Microsoftアカウントでサインイン' (Sign in with Microsoft account), and 'メールアドレスでログイン' (Login with email address). The 'メールアドレスでログイン' button is highlighted with a red box, and a hand icon points to it with the text 'ここをクリック' (Click here). Below the buttons, there is a small disclaimer: 'ログインすることで利用規約とプライバシーポリシーに同意したものとみなします。' (By logging in, you are deemed to have agreed to the terms of use and privacy policy.)



1-② 交付申請フォーム入力（2. 担当者情報）にて登録したメールアドレスを入力し、送信ボタンをクリック



The screenshot shows the 'メールアドレスでログイン' (Login with email address) page. It features the 'トヨクモ' logo and the same list of services as the previous page. The heading is 'メールアドレスでログイン'. Below the heading, there is a message: 'このメールアドレス宛にログイン用URLを送信します。' (We will send the login URL to this email address.). There is a text input field for the email address, containing '〇〇〇@×××××.com', which is highlighted with a red box. Below the input field is a blue '送信' (Send) button, also highlighted with a red box, and a 'キャンセル' (Cancel) link below it.



# 3 手続きの概要

## 2-③ 自動メール ログイン

2-②で登録したメールアドレスあて届いたメールより、『トヨクモ kintone連携サービスにログイン』をクリックしてください

【トヨクモ kintone連携サービス】 ログイン用メール  受信トレイ x



トヨクモ kintone連携サービス

〇〇〇@xxxx.com 様

トヨクモ kintone連携サービスへのログインのリクエストを受け付けました。  
以下のボタンからログインしてください。

トヨクモ kintone連携サービスにログイン

ここをクリック

※上記メールが届かない場合、1-②で登録したメールアドレスと2-②で入力したメールアドレスが異なっている可能性があります。今一度メールアドレス認証をやり直して頂き、それでもメールが届かない場合はお手数ですが支援金センター（TEL：0120-170-252・受付時間平日9:00～17:00）までお問い合わせください。

マイページが表示されます

LPガス 料金高騰対策支援金事業交付申請フォーム(マイページ)

画面上に表示されている編集フォームボタンをクリックし申請フォームを編集・登録することで申請を完了してください。  
※マイページのステータス欄が「申請差戻中」以外の場合は編集フォームボタンが表示されず、申請フォームの編集・登録はできません。  
申請した内容に変更がある場合は事務局TEL 0120-170-252(平日9:00～17:00)までご連絡ください。

概算払請求書(第5期) (希望者のみ) 提出フォーム※申請可能な場合のみ下記にリンクが表示されます。

MyページURL (概算払請求書)

実績報告書 (第5期) 提出フォーム※申請可能な場合のみ下記にリンクが表示されます。

MyページURL (実績報告書)

値引確認書類 (第5期) 提出フォーム※申請可能な場合のみ下記にリンクが表示されます。

MyページURL (値引確認書類)

精算払請求書 (第5期) 提出フォーム※申請可能な場合のみ下記にリンクが表示されます。

MyページURL (精算払請求書)

申請者表示ステータス 受付通知番号  
申請番号中

### 1. 申請者情報

液化石油ガス販売事業登録番号  
33A0000

申請単位 事業者区分  
本社一括申請 法人

法人名(正式名称)または屋号  
株式会社愛知県工ルビーガス

法人名または屋号のフリガナ  
オビニシキイシガキカバシキ

- ・実績報告書 (1回目)
- ・実績報告書 (2回目)  
兼 精算払請求書
- ・値引確認書類提出 の各提出フォームについて、申請が可能になり次第、リンクがここに表示されます。

最初にメールアドレス認証を行っていただくことで、以後は 認証無しでマイページ・各申請フォームにアクセス可能となります。  
※別のブラウザ・デバイスでマイページを開く場合は、改めてメールアドレス認証が必要となります。

交付申請書兼概算払請求書

一般社団法人愛知県LPガス協会会長 様

日付を必ずご記入ください

愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第5期）交付要領に基づき、下記のとおり申請します。

黒枠の項目はすべて記入が必要になります

申請日 2026 年 3 月 31 日

原則、本社一括でお願いします

1. 販売事業者情報

①液化石油ガス販売事業登録番号	3	3	A	0	0	0	0
②本社一括での申請でしょうか	<input checked="" type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ(支店や営業所での申請はこちらに)			
③事業者区分	<input checked="" type="checkbox"/>	法人	<input type="checkbox"/>	個人事業主			
④法人名(正式名称)または屋号 <small>※(株)(有)等省略不可</small>	株式会社愛知県LPガス						
⑤法人名または屋号のフリガナ	カブシキガイシャアイチケンエルピーガス						
⑥代表者職・氏名	代表取締役 愛知太郎						
⑦所在地 (本社又は 主たる 事業所)	郵便番号	〒 420 - 0000	都道府県	〇〇県			
	市区町村	〇〇市	町域・番地	〇〇町〇丁目〇-〇			
	建物名など	愛知LPビル1階					

2. 申請者情報

⑧ご担当者職・氏名	課長 愛知花子	⑨ご担当者氏名 フリガナ	アイチハナコ
⑩電話番号(ハイフンなし)	09012341234		
⑪メールアドレス	aichi.shienkin@pg.or.jp		
⑫第5期事業において予定されている 値引き対象とする一般消費者等数	1	0	, 5 0 0 件

3. 振込先情報

⑬金融機関名	〇 〇 銀行	⑬金融機関 コード	0	0	0	0
⑭支店名	〇 〇 支店	⑭支店コード	1	2	3	
⑮預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	⑮口座番号	1	2	3	4 5 6 7
⑯口座名義人(カナ) <small>※通帳に記載の口座名義(カナ)を 必ずご記入ください</small>	カ ) アイチケンエルピー - ガス アイチタロウ					

4. LPガス使用者向けご案内チラシの送付希望

<input checked="" type="checkbox"/>	希望	<input type="checkbox"/>	不要
-------------------------------------	----	--------------------------	----

5. LPガス使用者向けご案内チラシの送付希望数※

⑰送付 希望数	1	0	, 5 0 0 件
------------	---	---	-----------

※5月検針分のみを使用いただく想定で、上記値引き対象契約数を上限に100の倍数単位での発送となります。

※本申請書が支援金センターに到着後、1週間以内に上記の所在地宛てに発送いたします。

6. 概算払請求額 請求を希望する事業者のみ記入ください※

<input checked="" type="checkbox"/>	概算払を希望	⑱請求額	2	2	, 5 0 0 , 0 0 0 円
<input checked="" type="checkbox"/>	第4期事業に 参加された	⑲第4期に値引きを行った 一般消費者等数	1	0	, 0 0 0 件

※概算払を請求できるのは、当申請書に基づく値引き額の原資

(「値引き対象とする一般消費者等数」に4,500円(2,250円×2か月)を掛けた額)の50%までとします。

※第4期の支援金にご参加いただいた事業者様の第5期概算払請求における「値引き対象とする一般消費者等数」は第4期にて実際に値引きをされた一般消費者等数とします。

※概算払を行った額が支援金の交付総額を上回る場合には、その差額の返還を求めます。

7. 誓約事項

<input checked="" type="checkbox"/>	以下の点を確認し、同意いたします。
⑳誓約事項 同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>LPガス料金高騰対策事業支援金 交付要領を確認し、内容を理解しました。</li> <li>LPガス料金高騰対策事業支援金 誓約事項を確認し、内容を理解しました。</li> </ul> 誓約事項について遵守できなかった場合は、LPガス料金高騰対策事業支援金一部又は全部が受領できなくなる場合があることに加え、損害賠償の請求などを同意のうえ、申請いたします。

添付書類の漏れが無きよう、  
ご用意いただきましたら✓をお願いします

8. 添付書類(提出書類にチェック)

<input checked="" type="checkbox"/>	販売事業者としての登録が分かるもの(例:販売事業者登録書の写し、標識の写真等)	提出が必要な者
<input checked="" type="checkbox"/>	振込先が確認できるもの(通帳表紙と見開きページの両方の写し、ネット銀行の場合は記入内容が分かるホームページの写し、当座預金で通帳がない場合は銀行で発行される口座証明書写し)	全員

## 別 紙 1

### 愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 5 期） 誓約事項等同意書

当社は、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 5 期）（以下「本支援金」という。）における L P ガスの販売事業者としての参加確認又は交付申請にあたり、愛知県 L P ガス価格高騰対策支援金（第 5 期）交付要領（以下「要領」という。）を確認し、内容を理解しました。

特に、次に記す誓約事項について遵守できなかった場合は、本支援金の実施に係る費用（以下「事業費」という。）の一部又は全部が受領できなくなることに加え、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることを同意のうえ、申請いたします。

本支援金について、以下の点を確認し同意いたします。

- 不正な支援金の参加確認、交付申請防止に係る誓約事項（別記 1）
- 反社会的勢力排除に係る誓約事項（別記 2）
- 個人情報取り扱いに係る同意事項（別記 3）
- 支援金事業の遂行上の課題・懸念等に対して協会又は支援金センターに事前報告し、その決定事項に最大限協力すること
- 要領及び協会又は支援金センターからの指示に従うこと

## 別 記 1

### 不正な支援金の参加確認、交付申請防止に係る誓約事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

- (1) 当社は、愛知県及び協会の求めに応じ、適切な L P ガス料金値引きを実施及びその帳票等の提出に協力します。
- (2) 当社は、当社の帰責の有無に関わらず、不正な支援金申請に該当する可能性があるとして協会及び支援金センターが判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当社は、上記に該当する他、不正な支援金の申請及び受領が発生しないよう、愛知県及び協会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意し

ます。

- (4) 当社は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等はいりません。

※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ① 支援金相当分をあらかじめ単価に上乘せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

別 記2

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請をするに当たって、また支援金の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した事により、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）

- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

### 別 記3

L P ガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

#### 記

協会及び支援金センターは、本支援金の実施に必要な範囲で、L P ガスの販売業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、協会及び支援金センターは、L P ガスの販売業者が提供する情報を事業の終了年度後5年間保存し、協会及び支援金センター業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、協会、支援金センター及び愛知県等は、L P ガスの販売業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。